

地方分権改革に関する提案募集(埼玉県)

提案事項

保育所に配置する職員数や居室面積に係る義務付け・枠付けの見直し

求める措置の具体的内容

保育所における居室等の面積、保育士の配置について、従うべき基準から標準あるいは参酌基準に変更し、地域の実情に応じて基準を設定できるようにすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性**【制度改正の必要性等】**

住民に身近な行政サービスである保育所の設置運営基準については、地域ごとの事情は千差万別であることから、全国一律の規制を行うのではなく、地方自治体の裁量の余地を広げ、地域の実情に応じた基準を設定できるようにすることが必要である。

(待機児童が多く、地価が高く市街地が過密した都市部と、待機児童が少なく、地価も比較的安価で土地利用にゆとりのある地域とを一律に同じ基準で縛ることは不合理である。)

そのため、児童福祉法第45条第2項第2号等により従うべき基準とされている保育所における居室等の面積、保育士の配置について、標準あるいは参酌基準に変更し、地域の実情に応じて基準を設定できるようにすべきである。

【制度改正の経緯】

第1次一括法に基づき、平成24年4月から児童福祉施設・サービスの人員・設備・運営基準等は都道府県等の条例に委任され、人員・居室面積等の厚生労働省令で定める基準は従うべき基準、その他は参酌すべき基準とされた。

ただし、保育所の居室面積基準について、地価が高く、待機児童が100人以上いる地域において厚生労働大臣が指定する地域にあっては、政令で定める日までの間は、「標準」とする特例措置が創設された。

(平成23年9月に34都市が指定され、その後の追加等で現在は40都市(埼玉県内は3市))

埼玉県においては、平成24年12月議会で埼玉県児童福祉法施行条例を制定し、第1次一括法附則第4条の規定により厚生労働大臣が指定した地域は平成27年3月31日までの間、満1歳以上満2歳未満の幼児に限り、1人当たり居室面積を2.5㎡まで緩和可能とした。

特例措置の対象となった都市のうちの全てが独自基準を適用しているわけではないが、それらにおいても十分に検討し、自ら判断した結果である。

【地方分権改革推進委員会第3次勧告における委員会の認識要旨】

下記の地方分権改革推進委員会の第3次勧告における委員会の認識を踏まえ、他の地域についても自ら判断できるようにすることが分権型社会を進める上で不可欠である。

「義務付け・枠付けの見直しとは、国が全国一律に決定し、地方自治体に義務付けていた基準、施策等を、地方自治体自らが決定し、実施するように改める改革であり、これによって、各地域において、その地域の実情に合った最適なサービスが提供され、最善の施策が講じられるよう、国と地方自治体の役割分担を見直すものである。

全国知事会等の提言等にある現実の具体的なニーズに対して、国の基準であることを維持したままで、その都度、国が個々に基準の見直し措置を講じたりするだけでは、地方分権改革の名には値しない。

地方分権改革を進め、「地方政府」を確立する観点からは、地方自治体がサービス、施策等のあり方についての説明責任を負うべきであり、何らかのニーズに対応する見直しの必要性の判断も、地方自治体の責任において行うようにしなければならないというのが当委員会の基本認識である。」

地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会 説明資料

- 1 子ども・子育て支援新制度における保育サービス設置・運営基準比較表
- 2 子ども・子育て支援新制度における保育サービス別 保育士資格要件と国からの給付
- 3 都内の保育サービスの状況について（平成26年7月31日 東京都プレス発表資料）

平成26年8月19日

東京都福祉保健局

子ども・子育て支援新制度における保育サービス設置・運営基準比較表

区分	認可保育所	認証保育所	小規模保育所	家庭的保育事業
1 設置者	区市町村、社会福祉法人、民間事業者等	民間事業者等	区市町村、民間事業者等	区市町村、民間事業者等
2 申込方法 入所決定	区市町村に申し込み、区市町村が入所決定	認証保育所へ申し込み、利用者と施設が 直接契約	「保育に欠ける児童」が対象であるため、区市 町村と施設の調整により定める	区市町村又は施設へ申し込み、利用者と直接契 約
3 規模	20人以上（平均 101.2人）	①A型 20～120人（平均 35.6人） ②B型 6～29人（平均 20.5人）	A型・B型 6～19人（0～2歳児） C型 6～15人以下（0～2歳児） ※ 定員の範囲内で3歳児以上の受入可能 （特例給付）	～5人（0歳～2歳児）
4 施設基準	東京都児童福祉施設の設備・運営の基準に 関する条例	認可保育所に準じた都独自の基準	区市町村条例 ※ 本資料においては厚生労働省令（平成26年第61号）の基準を記載	
乳児室、ほふく室 （0、1歳児室）	1人当たり3.3㎡以上 （ただし、国が指定する期間・地域に限り、年 度途中2.5㎡まで弾力化可能）	①A型 3.3㎡以上 （年度途中2.5㎡まで弾力化可能） ②B型 2.5㎡以上	A型・B型 3.3㎡以上 C型 3.3㎡以上	保育者1人につき9.9㎡（児童3人まで）の 専用部屋 （4人目以降、3.3㎡を加算）
	(1) 1人当たり1.98㎡以上 (2) 2歳以上児1人当たり3.3㎡以上 （付近の代替場所でも可）	同左	(1) A型・B型 1.98㎡以上 C型 3.3㎡以上 (2) 2歳以上児1人当たり3.3㎡以上 （付近の代替場所でも可）	敷地内に幼児の遊戯等に適する広さの庭 （付近の代替場所でも可）
5 職員	東京都児童福祉施設の設備・運営の基準に 関する条例	認可保育所に準じた都独自の基準	区市町村条例 ※ 本資料においては厚生労働省令（平成26年第61号）の基準を記載	
保育従事者	保育士	保育士以外の者も可（資格要件なし） ただし、6割以上は保育士等の有資格者	A型 保育士 B型 2分の1以上が保育士等有資格者 （保育士等有資格者以外の保育従事者は 研修受講が必要） C型 家庭的保育者	家庭的保育者（保育士以外の者も可（研修了 等の要件有））
	・ 0歳児 : 3人につき1人以上 ・ 1、2歳児 : 6人につき1人以上 ・ 3歳児 : 20人につき1人以上 ・ 4歳以上児 : 30人につき1人以上	同左	A型・B型 認可保育所の配置基準 C型 年齢を問わず3人につき1人 （ただし補助者を置く場合5名まで）	保育者1人につき児童3人まで、補助者配置で 児童5人まで
加配	定員90人以下+1名 （私立保育所の運営費負担金の規定）	定員90人以下+1名	A型・B型の場合+1名	
6 開所時間	11時間が基本	13時間以上が基本	8時間が基本	8時間が基本
7 財政支援	施設型給付	なし	地域型給付	地域型給付

子ども・子育て支援新制度における保育サービス別 保育士資格要件と国からの給付

